

群 司 発 第 9 号
令和 2 年 4 月 1 日

法務大臣 森まさこ 殿
新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿

群 馬 司 法 書 士 会
会 長 西 川 正



令和 2 年度司法書士試験の実施会場について (要望)

1 要望の趣旨

令和 2 年度司法書士試験 (筆記試験) について、昨年度までと同様に全国 50 会場での実施を求めます。

2 要望の理由

法務省から、令和 2 年度司法書士試験案内が公表されました。

(<http://www.moj.go.jp/content/001317484.pdf>)

同試験の筆記試験は、昨年度まで全国 50 会場で実施されてきましたが、本年度から 15 箇所の会場のみで実施するとの従来からの方針どおり、東京、横浜、さいたま、千葉、静岡、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、那覇、仙台、札幌、高松の全国で 15 の各法務局、地方法務局のみで実施するとされています。

本年度の同試験は、本年 7 月 5 日 (日) の実施予定ですが、着席時刻から試験終了まで、それぞれ午前の部が 2 時間 30 分、午後の部が 3 時間 30 分の長時間に及ぶものです。

新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、収束の見通しも立たないの現状の中、試験実施日にどのような状況となっているか分かりませんが、少なくとも現段階において、いわゆるクラスターが発生しかねない状況をあえて作出して、受験者を感染の危険にさらすなど、凡そ正気の沙汰とは思えません。地方からの受験者にとっては、電車移動や宿泊を強いられるなど、感染リスクにもさらされることになりかねません。試験会場の確保その他の困難は理解しますが、現下の状況にあつては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をまずは優先すべきです。

よって、新型コロナウイルス感染症が収束するまで (少なくとも本年度) は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、昨年度までと同様、司法書士試験 (筆記試験) は全国 50 会場での実施とすべきと考えます。

5 月 1 日 (金) から受験申請の受付が開始されることでもありますので、法務省におかれましては、できうる限り早期での再考を切にお願いいたします。